

飲食(露店)や販売行為に関する注意要項

飲食物の提供や、食品・酒類等の販売を行う場合は、御殿場保健所衛生業務課(TEL:82-1223)へ事前にご相談(販売品目や提供方法・許可業種等のご確認)をお願い致します。

- ①飲食物の販売行為を希望する場合は、飲食店営業許可(露店)のある方のみ受付しております。
- ②食品等の販売は、製造販売許可業者が製造し、食品表示ラベル等があるものに限りです。
- ③出店場所等で営業されている方や、関係法令等を順守し生業とされている方以外の出店はご遠慮下さい。
*実行委員会や商店街、支部等が要請した場合や、土地所有者の責任で特別に出店した場合等を除きます。
- ④軒田通りでは、人だかりの出来るイベント等の実施の受付は出来ません。
- ⑤道路使用許可申請(歩道の一部利用)を認めるのは、駅通り、マイロード、宮前の一部のみです。
- ⑥事前説明会へ必ずご出席下さい。説明を受けない方には提出済証は発行できませんのでご注意下さい。
- ⑦ゴミ箱をお客様から見える位置に必ず設置してください。

★届出書類(出店場所の番地や取扱品が異なる場合等は、出店場所ごとに届出して下さい。)

- ①実施届出書(様式1)1部 ②誓約書(様式2)1部 ③露店等配置図届出書(様式3)1部
- ④従事者名簿(様式4)1部 ⑤当日出店従事者の身分証明書(写)(様式5)
- ⑥飲食店営業(露店等)許可(写)

★届出済証お渡し日(事前説明会開催日程) *露店・物販・音だし等イベント共通

- ① 7月19日(金) 14:00～(御殿場市民会館 2階 和室)
- ② 7月19日(金) 19:00～ ③ 7月22日(月) 14:00～(御殿場市民会館 3階 第7会議室)

*①～③のいずれかの日時で必ず説明会へご参加ください。

*私有地以外の道路上の出店は説明会終了後に警察へ手続をして頂きます。

【飲食店営業(露店)で提供できる食品等の例示】 <御殿場保健所衛生業務課>

①飲食店営業(露店)許可で提供できる食品等

酒類(ビールサーバー提供を含む) *缶ビール等の酒類の販売は、税務署の小売酒販免許と届出が必要です!

焼きとり・きりたんぽ・五平餅・フライ類・じゃがバター・ホットドッグ・焼きそば・揚げ魚肉練製品
焼饅頭・中華そば類・ミニカステラ・きんつば・揚げあられ・たい焼き・クレープ・イカ焼き

②かき氷

製氷製造業で製造し、容器包装された氷に限り、保管は容器包装の基準に適合する容器に限りです。

③生食用商品

生食用商品は提供できません。(例)生食用鮮魚介類、生寿司、食肉の刺身等

④米飯

米飯については販売のみとします。弁当・丼物類の調整(盛付行為等含む)はできません。

仕出し屋等固定店舗で調整したものの販売に限りです。(仕出しは仕出しの許可が必要)

⑤調理

使用水は飲用適合のものに限りです。(使用水の保管は容器包装の基準適合する容器に限る)

⑥営業許可が不必要な食品

甘酒・焼いも・焼きとうもろこし・ゆで栗・甘栗・炒り豆・ポップコーン・爆弾あられ・餡細工
りんご飴・べっこう飴・いちご飴・ニッキ・ほおずき・チョコバナナ・七味唐辛子・ハッカパイプ

★あくまで例ですので詳細については、保健所へ直接お問い合わせの上、必要な手続をして下さい。

★お問合せ先：静岡県御殿場保健所 衛生業務課 TEL 0550-82-1223